

# 監査報告書

令和6年5月21日

学校法人茶屋四郎次郎記念学園

理事会 御中

評議員会 御中

監事

大森 繁



監事

岩田 健一郎



私たちは、学校法人茶屋四郎次郎記念学園（以下「同法人」）の監事として、私立学校法第37条第3項に基づき、同法人の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査にあたっては、理事会及びその他の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧するとともに、会計監査人から私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査に関する説明を受けるなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、同法人の業務に関する決定及び執行は下記のとおり一部不適切なものがあるが、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、同法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、同法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

同法人が管理運営体制の改善を鋭意進めているところ、関連当事者に該当する前理事長との取引が貸借対照表の注記に記載されたことは不適切であり、その解消に向けて速やかに対処することを求めます。

また、文部科学省より令和5年度経営改善計画の進捗状況に関する調査結果において通知された課題に真摯に向き合い、財務体質を向上させるべく学生の確保と経費の削減に教職員が一丸となって、法人の経営改善に引き続き果敢に取り組むことを望みます。

以上